○国土交通省告示第二百六十七号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第九条第一項第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定めるものを次のように定める。

平成二十八年一月二十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第九条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

一　宣伝用物品

二　情報を提供するために作成する電磁的記録

附　則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第二百六十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条の二第一項の規定に基づき、評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

第４の３(1)中「ロ及びハ」を「ロ」に改める。

第４の３(1)ロ中「(ﾛ)項に掲げる「１－１耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」、「１－３その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「１－６地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」、「２－１感知警報装置設置等級（自住戸火災時）」、「２－２感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）」、「２－３避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）」、「２－４脱出対策（火災時）」、「６－２換気対策（局所換気対策）」、「７－１単純開口率」、「７－２方位別開口比」、「９－１高齢者等配慮対策等級（専用部分）」、「９－２高齢者等配慮対策等級（共用部分）」及び「10－１開口部の侵入防止対策」」を「「個別性能に関すること」のうち、(ﾛ)項に掲げる表示すべき事項（「６－３室内空気中の化学物質の濃度等」、「６－４石綿含有建材の有無等」及び「６－５室内空気中の石綿の粉じんの濃度等」を除く。）」に改め、「「２－６耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））」」の下に「、「３－１劣化対策等級（構造躯体等）」」を加える。

第４の３(1)中ハを削り、ニをハとする。

第５の１の１－１(4)イ①ａ中「並びに(3)ロの②及び③（等級１への適合判定にあっては②）に掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合すること。この場合において、同号本文中、「別表第１により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは、「I_wが1.0に評価方法基準に規定する耐震等級（」を「に掲げる基準又は国土交通大臣が告示別添第１の指針の一部若しくは全部と同等以上の効力を有すると認める方法（以下「認定診断法」という。）に適合すること。この場合において、告示別添第１第１号に掲げる基準を用いるときは、同号本文中「別表第１により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは「I_wが1.0に評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた値以上となること。」とし、認定診断法を用いるときは、同号本文中「各階の張り間方向及びけた行方向の構造耐力指標を次のイからハまでに定めるところによりそれぞれ求め、別表第１により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは「国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価する指標が、当該方法により地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断される値に評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）に規定する耐震等級（構造躯体の」に改める。同ｂ中「に適合し、かつ、(3)ロの②及び③又はニの③及び④（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物及びプレストレストコンクリート造の評価対象建築物に限る。）に掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。この場合において、同号本文中、「これらの指標に応じ別表第６により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは、「I_sが0.6に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた値以上、かつ、ｑが1.0に評価方法基準に規定する耐震等級（」を「に掲げる基準又は認定診断法に適合すること。この場合において、告示別添第１第２号に掲げる基準を用いるときは、同号本文中「これらの指標に応じ別表第６により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは「I_sが0.6に評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた値以上、かつ、ｑが1.0に評価方法基準に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた値以上となること。」とし、認定診断法を用いるときは、同号本文中「各階の構造耐震指標を次のイからハまでに、各階の保有水平耐力に係る指標をニに定めるところによりそれぞれ求め、これらの指標に応じ別表第６により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは「国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価する指標が、当該方法により地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断される値に評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）に規定する耐震等級（構造躯体の」に改める。

第５の１の１－２(1)中「（評価住宅に限る。）」を削る。

第５の１の１－２(4)イ中「評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。）」を「目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等」に改める。

第５の１の１－４(1)中「（評価住宅に限る。）」を削る。

第５の１の１－４(4)イ中「評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。）」を「目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等」に改める。

第５の１の１－５(1)中「（評価住宅に限る。）」を削る。

第５の１の１－５(4)イ中「評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。）」を「目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等」に改める。

第５の１の１－７(1)中「（評価住宅に限る。）」を削る。

第５の１の１－７(4)イ中「評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。以下(4)において同じ。）」を「目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等」に改める。

第５の２の２－３(1)中「除き、耐火等級（避難経路の開口部）にあっては、評価住宅に限る」を「除く」に改める。

第５の２の２－３(4)ハ①ａ中「評価対象建築物の図書等」を「目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等」に改める。